

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年11月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600011 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600018 号

第 1 結論

昭和 45 年 10 月から昭和 46 年 3 月までの請求期間及び昭和 52 年 10 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から昭和 46 年 3 月まで
② 昭和 52 年 10 月から昭和 53 年 3 月まで

妻が、私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、請求期間①及び②について、妻は全て納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録は、請求期間①が未納、請求期間②が申請免除となっていることに納得がいかないので、調査の上、請求期間①及び②について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 45 年度の保険料納付状況欄には、納付月数は 6 月、摘要欄には「未納月 10 月～3 月」と記載されており、未納であることが確認できる。

また、A 市（現在は、B 市）が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿（C S V データ）においても、上記被保険者台帳と同様に未納の記録となっている上、オンライン記録とも一致している。

請求期間②について、上記被保険者台帳及び被保険者名簿によると、免除期間であることが確認できる上、国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

また、請求者は請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする請求者の妻は既に死亡しており、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況等について確認することができない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、上記被保険者台帳及び被保険者名簿によると、請求期間②以降においても、納付と申請免除及び未納を繰り返しており、当該納付状況はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の妻が請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600079 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600019 号

第1 結論

昭和 52 年 6 月から昭和 61 年 12 月までの請求期間、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から昭和 61 年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 12 月まで

私は、はっきりした時期は覚えていないが、結婚する前に同居の父に勧められ、市の出納員を通じて国民年金に加入し、昭和 52 年 6 月まで遡って国民年金保険料を何回かに分けて納付し、その後も、出納員が自宅に来訪するたびに保険料を納付していた。昭和 56 年分から昭和 63 年分まで（昭和 59 年分を除く。）の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、各年に支払った国民年金保険料の金額が記載されているにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、婚姻した昭和 56 年 3 月より前に国民年金の加入手続きを行い、遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市 B 区が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、「1. 2. 28 適用促進により加入」と記録されていることから、平成元年 2 月 28 日に適用促進により加入したものと確認できる上、オンライン記録も、請求者の国民年金被保険者資格の取得（昭和 52 年 6 月 3 日）に係る処理日は、同年 3 月 15 日となっていることからすると、当該被保険者名簿の加入日である同年 2 月 28 日時点で、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、昭和 56 年分から昭和 63 年分まで（昭和 59 年分を除く。）の確定申告書（控）を提出しているところ、当該申告書に記載されている国民年金保険料額は、

昭和 63 年分を除き、各年の一年分の保険料額とおおむね一致しているが、i) 請求期間①、②及び③について、当該被保険者名簿の加入日（平成元年 2 月 28 日）から、請求者が自身に係る確定申告書における国民年金保険料の控除申告ができるのは、当該被保険者名簿の加入日以降であること、ii) 請求期間②に係る昭和 62 年分の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の金額は、同年の一年分の保険料額と一致するものの、オンライン記録から、請求期間②前後の同年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料は、平成元年 4 月以降に過年度納付されていることが確認できることから、請求者の主張のとおり、昭和 62 年分の保険料を現年度納付していたとすると、当該保険料については重複して納付したことになり、不自然であること、iii) 請求期間③に係る昭和 63 年分の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の金額は、同年の一年分の保険料額と一致しないことから、当該確定申告書記載の国民年金保険料額は、請求期間①、②及び③の納付状況を反映したものとは言い難く、当該期間の保険料を納付していたことを裏付ける資料として採用することはできない。

さらに、請求者が、自身の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、婚姻後の保険料は、夫婦二人分を納付していた旨を主張しているが、オンライン記録によると、請求者の妻は、昭和 56 年 3 月以降の国民年金保険料納付済み期間の大半が現年度納付となっているものの、上記 ii) のとおり、請求者における請求期間②前後の期間は過年度納付された記録となっており、請求者夫婦二人分の保険料の納付日が同一日であることが確認できるのは、平成元年 4 月以降であることから、請求者及びその妻の主張と相違する。

加えて、上記被保険者名簿において、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料が納付された記録は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600068 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600055 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（昭和 43 年 3 月 13 日付けで B 社に名称変更。現在は、合併により C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 26 日から昭和 44 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 1 日から昭和 47 年 3 月 27 日まで
④ 昭和 47 年 4 月 30 日から同年 12 月 30 日まで

私は、昭和 40 年 4 月に A 事業所に入社し、昭和 47 年 12 月 30 日まで継続して勤務していたが、請求期間①から④までに係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者の A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者は、当該期間のうち昭和 40 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間において、同事業所に勤務していたことが確認されるが、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 7 月 1 日であることから、請求期間①は厚生年金保険に加入することができない期間となる。

さらに、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和 40 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、請求期間①は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

なお、C 社は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の有無については不明である旨を回答している。

請求期間②、③及び④について、請求者の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、同社において 3 度にわたり得喪を繰り返しており、いず

れも資格喪失年月日から 10 日以内に健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、当該得喪記録はオンライン記録と一致している。

また、請求期間当時、請求者の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、請求者は、請求期間②、③及び④において、夫の被扶養者となっており、夫の加入する健康保険から、長男及び長女の出産に伴う保険給付が、それぞれ、昭和 43 年 6 月 18 日及び昭和 46 年 5 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

さらに、請求期間②、③及び④については、B 社で請求者に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、C 社は、請求期間当時の資料が無い旨を回答しており、請求者の当該期間に係る勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600071 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600056 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 15 日から終期は不明も 1 年以上
② 始期及び終期は不明も請求期間①を退職した直後から 1 年以上
③ 始期及び終期は不明も請求期間②を退職した直後から 1 年以上
④ 始期及び終期は不明も請求期間③を退職した直後から 1 年以上

私は、請求期間①は昭和 62 年 3 月 15 日から退職した時期は不明であるが 1 年以上にわたり A 社に勤務し、その後、入社及び退職の時期は不明であるが、請求期間②は B 社、請求期間③は C 事業所及び請求期間④は D 社にそれぞれ 1 年以上にわたり勤務した。

しかしながら、これらの勤務事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、当該期間の頃に A 社において厚生年金保険の被保険者記録

がある者5名に照会したが、回答のあった4名はいずれも請求者が勤務したことを記憶していないとしている上、同社は、会社設立時から顧問契約している社会保険労務士にも確認したが、当時の資料が残っていない旨を陳述していることから、請求者の同社における勤務実態について確認することができない。

また、請求者の雇用保険の加入記録は、昭和62年5月23日から同年8月6日までの期間が確認できるものの、請求期間②において勤務したとするB社に係る加入記録となっており、請求者が勤務したとするA社に係る記録ではない。

さらに、請求期間①を含む昭和62年3月1日から昭和64年1月1日までににおいて、A社に係るオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

- 2 請求期間②について、当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録がある者4名に照会したが、全員が請求者と一緒に仕事した旨を回答している上、雇用保険の被保険者記録から、請求者は同社で昭和62年5月23日から同年8月6日まで雇用されていたことが確認できることから、請求者は、その主張する期間とは異なる期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているところ、同社の元取締役は、請求者が同社に勤務していたことを明確に記憶しておらず、同社に係る請求期間②当時の書類も残っていない旨を回答している上、上記同僚からも、請求者に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除に関する具体的な回答が得られず、請求者の加入の取扱い及び保険料控除等について確認することができない。

また、請求期間②を含む昭和61年5月10日から昭和64年1月1日（最終払出者）までににおいて、B社に係るオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

- 3 請求期間③について、請求事業所（請求者の記憶はC事業所）と名称が異なるものの、請求者が記憶している社長名や請求者が所持する「昔の電話番号帳」に記載されている請求事業所の所在地及び電話番号が一致するE社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、同社の取締役（当時の事業主の妻）は、「請求者は、当社の前身事業所であった個人経営の『F事業所』に勤務していたが、それほど長い期間は勤務していなかったと思う。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者はF事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年9月1日であることが確認でき、請求期間③において適用事業所ではなかった上、上記の取締役は、F事業所は、昭和62年から事業を始めたが、正社員を採用しておらず、社長も国民年金に加入し、社会保険には加入していなかった。また、記憶だけであるが、請求者に支給した給与から保険料を控除しておらず、請求者を社会保険に加入させていなかったと思う旨を回答している。

なお、請求者の請求事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期

間③の始期の頃と考えられる平成元年9月6日から平成4年11月30日までは別の事業所（G社）において雇用保険に加入している記録が確認できる。

- 4 請求期間④について、当該期間の頃にD社において厚生年金保険の被保険者記録がある者3名に照会したが、回答があった2名は請求者を知らないとしている上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社の取締役は、「請求者がD社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、請求者の同社における勤務実態について確認することができない。

また、請求者のD社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、請求期間④の頃を含む平成元年9月6日から平成4年11月30日までの期間は別の事業所（G社）において雇用保険に加入している記録が確認できる。

さらに、請求期間④を含む昭和52年7月1日から平成3年6月13日までにおいて、D社に係るオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

- 5 加えて、請求者が請求期間①から④まで住所地があったH市は、「請求者は、昭和62年3月16日から平成20年4月1日まで国民健康保険に加入していた。」と回答していることからすると、請求事業所が厚生年金保険の適用がなかった事業所、又は適用事業所であっても、請求者が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、請求者は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。